

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第4・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
多機能電話用交換機回路増設作業、多機能電話増設及び一般電話撤去作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年1月16日	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	市谷事務所の電話交換機は株式会社日立システムズ製の基盤であり、同基盤への増設及び同基盤に適した多機能電話機の導入は当該事業者でなければ実施できないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,119,930	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
延滞債権管理システム(TCS)の利率見直し対応に係るシステム改修	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年1月22日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	5,019,000	—	—	著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
データセンターへの機器移設等に伴うリモート監視・運用保守に関する一時的作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年1月28日	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	ネットワーク機器の運用保守に必要な機器のデータセンターへの設置及び回線の敷設は、ネットワークの保守運用支援業務を行っている株式会社日立システムズ以外には実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,023,120	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
東京日本語教育センター サーバ及びパソコンの入替に伴う学生情報システムの更新作業及びデータ移行作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年1月29日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 大分県大分市大字西ノ洲1番地	当該システムは新日鉄住金ソリューションズ株式会社の業務パッケージソフトをカスタマイズして構築したものであり、同社が知的所有権を保有しているため、当該システムの技術情報及びデータベースについては他社へ開示することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,286,500	—	—	知的所有権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
ブレード型シンクライアントのWindows7、Office2010への移行およびWindowsXPの延命業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月4日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	当該システムは当該事業者の業務パッケージソフトをカスタマイズして構築したものであり、同社が知的所有権を保有しているため、当該システムの技術情報及びデータベースについては他社へ開示することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	16,239,300	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
東京日本語教育センター 学生情報システムの改修作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月12日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 大分県大分市大字西ノ洲1番地	当該システムは当該事業者の業務パッケージソフトをカスタマイズして構築したものであり、同社が知的所有権を保有しているため、当該システムの技術情報及びデータベースについては他社へ開示することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	5,313,000	—	—	知的所有権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
青海事務所からデータセンターへの機器移設等に伴う一時的作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月13日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号	機器のデータセンターへの設置及び回線の敷設については、データセンターサービス契約を締結(平成22年11月～平成26年12月)している当該事業者以外には実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,785,000	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
WindowsXPの延命対策業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月13日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1-1-6	本件はウイルス対策ソフトの設定変更を実施するものであるが、ウイルス対策ソフトの設定変更を行うウイルス管理サーバーは、株式会社日立キャピタルからリースしている物件であり、同社の指定する事業者以外では当調達業務を行うことができません競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	966,000	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
Windows7、Office2010に対応した奨学金事業に係るALMシステムの改修	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月17日	アピームコンサルティング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4-1	当該システムの改修は、著作権を有する当該事業者以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,575,000	—	—	著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
WAF 導入に伴う日本留学ポータル及び英文大学検索用サーバに関する各種作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月20日	東海ソフト株式会社 愛知県名古屋市中区新道二丁目15-1	本件作業は、現在、日本留学ポータルサイト及び英文大学情報検索システムの保守を履行している当該事業者以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,050,000	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(タイ・バンコク)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月27日	Bangkok Convention Centre at CentralWorld 999/99 Rama 1 Road, Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた	非公表	3,560,760	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(ベトナム・ハノイ)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月27日	Melia Hanoi Hotel 44 B Ly Thuong Kiet Street, Hanoi, Vietnam	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた	非公表	2,878,078	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成26年度日本留学フェア(ベトナム・ホーチミン)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月27日	Hotel Equatorial Saigon Ballroom 242 Tran Binh Trong, District 5 Ho Chi Minh City, Vietnam	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること ・現地での認知度が高いこと なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた	非公表	2,186,394	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
シンククライアントパソコンのセキュリティ対策及び機器設置支援作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月28日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6 番6号	本件作業の対象であるシンククライアントパソコンは、株式会社JECCからリース(平成26年4月1日～平成30年3月31日)しているものであり、同社の指定する事業者以外では作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	8,394,750	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
シンククライアントパソコンの回収支援作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月28日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6 番6号	本件作業の対象であるシンククライアントパソコンは、日立キャピタル株式会社からリース(平成22年4月1日～平成26年3月31日)しているものであり、同社の指定する事業者以外では作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	2,189,250	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	
データセンターへの障害学生修学支援ネットワーク用サーバ等の移設作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年2月28日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6 番6号	本件作業は、現在、障害学生修学支援ネットワーク用サーバ等の保守(平成25年3月22日から平成26年3月21日)を履行している当該事業者以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	999,883	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
ナビダイヤルインテリジェントサービスの導入と新受電ネットワーク構成に係るコンタクトセンター音声基盤サービス	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年3月3日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	本件は機構の新コールセンターへのナビダイヤルインテリジェントサービスの導入及び新受電ネットワークサービス構成における一環の作業であり、当該事業者が提供する独自のサービスでなければ実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項ならびに契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	7,596,643	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
奨学金事業に係るALMシステムの改修	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年3月3日	アビームコンサルティング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4 番1号	当該システムの改修は、著作権を有するアビームコンサルティング株式会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,307,500	—	—	著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないため	19	
機器移設に伴う日本学生支援機構内ネットワークの構成変更	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年3月3日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1 番6号	本件機構内ネットワークの構成変更作業は、現在ネットワークに係る契約を締結(平成26年9月30日まで)している当該事業者以外には実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,709,400	—	—	事業を実施する者が特定されるため	19	
データセンターへのインターネットシステム幹線スイッチングハブ等の移設作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成26年3月11日	三井情報株式会社 東京都港区愛宕二丁目5番1号	本件で調達する作業の対象であるインターネットシステム幹線スイッチングハブ等は、三井住友トラストバナソニックファイナンス株式会社(旧:住信リース株式会社)との契約により、リースされており、同社が指定する者以外には作業を実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,459,500	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
----------	------------------------------------	-------	-----------------------	---------------------------------------	------	------	-----	--------------	---------------------	------------------------------	-----

3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。

4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1~19)の番号を記載している。

- 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
- 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される貸貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
- 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- 7: 防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
- 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
- 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであつて料金を後納するもの。)
- 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
- 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
- 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
- 14: 競争に付することが不利と認められる場合
- 15: 秘密の保持が必要とされている場合
- 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
- 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
- 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
- 19: その他、上記類型区分に分類できないもの